

基本方針

社会福祉法人改革を柱とした改正社会福祉法が平成 29 年 4 月 1 日から施行され、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等が示されています。この社会福祉法人の大きな改革に対応するため、当会でも適切な役員・評議員の選任や会計監査、情報開示体制の整備、社会福祉充実残額の明確化等を行っておりますが、更なる改革に向け適切な対応に努めていきます。

介護分野においては、「要支援」を対象とする訪問介護と通所介護が、介護保険の枠組みから外れ、30 年度より「生活支援体制整備事業」に移されました。当会では介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に推進するため、村と連携しながら多様なサービスの提供に取り組んでいきます。

生活支援分野においては、地域住民が主体となって活動する団体やボランティア等による、地域の見守り・支え合い等の支援の提供が求められています。当会では、老人クラブ・民生委員・区長など地域住民の協力の下、ひとり暮らし高齢者の見守り活動を行っているところですが、31 年度は更なる事業内容の充実化をはかります。

障害者福祉事業においては、26 年度 6 月より就労継続支援 B 型に移行した「美浦村自立支援センターホープ」が 6 年目を迎え、地域社会での自立や就労を目的とした訓練等の障害福祉サービスを供与しており、31 年度は 26 名の訓練生が通所いたします。

住みなれた地域で、いつまでも元気に安心して暮らし続けることができるようにするため、地域のもつ底力を復活させることを社会福祉協議会の使命として、ボランティアや地域の方々との連携を深めながら、様々な福祉課題の解決に取り組んでいきます。

重点推進事項

1. 職員一人ひとりが自己の責務・役割を十分認識し、個々の自己研鑽を積みレベルアップをはかることで、社会福祉協議会全体の資質向上を目指す
2. 社協だよりやホームページ等の広報媒体に加え、マスコットキャラクター「みほちゃん」を活用した積極的な P R 活動を行い、社会福祉協議会活動の住民への認知及び理解・浸透を図る
3. 介護保険制度改正に対応した、介護保険事業サービスの運営・経営基盤の強化
4. 美浦村自立支援センターホープの円滑な運営、経営の安定・健全化を図る
5. 美浦村地域福祉活動計画に基づく、老人クラブを中心とした下校児童・ひとり暮らし高齢者の見守り活動の強化により、安心安全な地域作りの礎を築く
6. 小さい子供から高齢者まで、幅広く「生きがい」を持てる事業の推進、及び様々な福祉課題の対応を図る
7. 核家族化、生活の多様化により稀薄になった隣近所・地域の繋がりを取り戻すよう、「おはようございます」「こんにちは」等の声かけ運動を展開し、地域コミュニケーションの「輪」を広げていく

平成31年度 美浦村社会福祉協議会 事業計画

1. 地域福祉の推進

(1) 地域福祉活動の推進

ア 地域見守り活動の推進

誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活できるよう、村老人クラブ連合会の協力を得て「みほ見守り隊」を結成し、下校児童の見送りやひとり暮らしの高齢者への声掛けや安否確認を行います。日常生活における防犯、社会的孤立の防止に向けたシステムを作成します。

【内 容】

下校児童の見送り、声かけによるあいさつ運動の実施

ひとり暮らし高齢者宅訪問による、孤立防止・安否確認の実施

その他防犯、社会的孤立防止活動に関すること

【予算額】 140千円 【財源内訳】 社協会費収入：140千円

【効 果】

1. 下校時に通学路に立つことで、犯罪抑止力の効果に加え、互いに声を掛け合うことによる児童たちの心の成長や、地域の活性化などをはかります。
2. ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、交流を行うことで、社会的孤立の防止や、地域の活性化などをはかります。

イ ボランティアセンターの運営

ボランティア活動及び村民活動の推進による、地域福祉向上の充実をはかるために、ボランティアセンター内に「ボランティアコーディネーター」を配置する体制を継続します。また、ボランティア関係者・有識者からなる運営委員会を設置して、村のボランティア活動の方針等について協議することで、開かれた・公平な運営に努めます。

【内 容】

ボランティア活動・村民活動を行う者の登録・台帳整備

ボランティア活動・村民活動に関する啓発・普及・広報

ボランティア活動・村民活動に関する援助・指導

ボランティア活動・村民活動に関する調査・研究

ボランティア活動・村民活動に関する情報資料の収集・提供

ボランティア活動・村民活動に関する連絡調整

ボランティア活動保険の加入に関すること

子ども応援プロジェクト事業「みほちゃん広場」の実施

その他、ボランティア活動・村民活動の推進、支援に関すること

【予算額】 6 2 6 千円 【財源内訳】 社協会費収入： 4 7 6 千円
善意銀行 : 1 5 0 千円

【効果】

1. ボランティアの需給調整やボランティアに関する相談、ボランティア団体に対する支援等を行うことで、ボランティア活動の充実と継続の促進をはかります。
2. ボランティア講座等を開催することで、新たなボランティア活動の啓発並びにボランティア活動者の育成を推進します。
3. ボランティア活動を通して、住民の目から見た地域の福祉・生活課題を発見することができます。
4. 「みほちゃん広場」事業実施によるボランティアの必要性の再確認と、小中学生の連携と育成を推進します。

ウ 生活支援体制整備事業

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス体制整備及び円滑な実施に向けて、多様な主体間の情報の共有、地域課題や地域ニーズの把握及び協働による資源開発等を推進するため、定期的な情報の共有及び連携の強化の場として、協議体を設置します。また、「生活支援コーディネーター」を配置し、地域資源の開発や関係者間のネットワーク構築、ニーズと取り組みのマッチングを行います。

【内容】

地域における助け合い・支え合いの活動支援体制整備
協議体設置による関係機関の情報共有・連携強化

【予算額】 9 8 千円 【財源内訳】 社協会費収入： 9 8 千円

【効果】

1. ボランティアなど地域の多様な主体を活用し、高齢者の支援をはかります。
2. 地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりをはかります。

エ 高齢者福祉関係事業

多年にわたり社会の為に尽くしてきた高齢者を敬い、長寿をお祝いします。また、シルバーリハビリ体操指導士 3 級養成講座を開催し、新たに 1 5 名の指導士を養成します。

【内容】

敬老会の開催（村との共催）
長寿御祝い（金婚、喜寿、最高齢者祝）
シルバーリハビリ体操指導士養成

【予算額】 890千円 【財源内訳】 共同募金配分金収入：798千円
社協会費収入：92千円

【効果】

1. 高齢者の福祉について関心を深め、高齢者の生活向上に努めるよう若い世代に促し、また高齢者も敬われることに感謝の念を持つことで、お互いにいきいきとした人生が送れる土壌を形成することができます。

オ 地域活動拠点作りの推進

地域住民グループ等が主体となって設置する、ふれあい・いきいきサロン及び、子育てサロンの育成、振興を目的として助成を行います。

【内容】

活動団体に対する情報・相談・助言の提供および活動費の助成

【予算額】 106千円 【財源内訳】 社協会費収入：106千円

【効果】

1. 地域交流を促進することで、高齢者等の引きこもり予防や不安・孤立化の解消をはかることができます。
2. 地域住民が主体的にサロン活動をおこなうことにより、身近な地域課題に対する理解や福祉に対する関心を深め地域福祉力の向上をはかることができます。

カ 社会参加推進事業

定年退職や転入等の理由で地域との繋がりが希薄な人たちをターゲットとした、趣味講座・大会・イベントを行います。

【内容】

趣味講座の開催（基礎からの男性料理教室）

映画上映会の開催

【予算額】 418千円 【財源内訳】 社協会費収入：373千円
参加費収入：45千円

【効果】

1. 趣味を通じて活動・交流の輪を広げることで、外出の機会を増やし、地域との繋がりを作ります。
2. 地域の中にとけ込んでいくことによって、身近な地域課題に対する理解や福祉に対する関心を深め、地域福祉力の向上をはかります。
3. 普段、映画館に行く機会が少ない方に対して、みんなで一緒に映画を見る機会を提供することで、映画の素晴らしさや、その感動を毎日の暮らしの中に生かして、いきいきとした日常を過ごすことができます。

キ 世代間交流事業

核家族化で接点が少なくなっている高齢者と子どもが、行事を通して世代間交流を深めることを目的として開催します。

【内 容】

三世代輪投げ大会

保育所児と高齢者のふれあい運動会

【予算額】 313千円 【財源内訳】 共同募金配分金収入：313千円

【効 果】

1. 世代間の交流を深めることにより、地域の活性化をはかります。
2. 子どもたちが高齢者と交流を持つことで、敬老精神を養うことができます。
3. 高齢者が子どもたちとのふれあいを楽しみにすることで、いきいきと元気に過ごすことができます。

ク 共同募金歳末たすけあい事業

共同募金運動の一環として地域住民や民生委員児童委員、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、だれもが地域で安心して暮らすことができるよう、地域のたすけあいやささえあいの活動を広げ、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進、住民相互のたすけあい運動を推進することを目的として実施します。

【内 容】

歳末たすけあい支援事業（クーポン券贈呈）

歳末地域たすけあい事業（歳末事業を行う団体へ助成）

「猫の手貸します」シルバー人材センター利用券贈呈事業

「サンタが美浦にやってくる」クリスマスプレゼント贈呈事業

【予算額】 1,137千円 【財源内訳】 共同募金配分金収入：1,137千円

【効 果】

1. 新たな年を迎える時期に、村民から寄せられた「たすけあいの募金」を財源に、低所得世帯、障害者、ひとり暮らし高齢者、母子父子家庭、福祉団体・ボランティア団体等への支援を行い、より一層の地域福祉増進をはかります。

ケ 福祉教育・啓発活動事業

村内の小学校・中学校・特別支援学校等との連携を基盤として、福祉への理解と関心を深め、思いやりの心を育てるため、児童・生徒が身近にボランティア活動や福祉活動に取り組める福祉教育の推進に努めます。

3. 障害のあるなしにかかわらず、共に遊び交流し育ちあう「おもちゃ図書館」という場を提供することによって、一人ひとりの違いを認め合うことのできる地域作りを行います。

サ 見舞金支給事業

暴風、豪雨、地震等の自然災害や、火災等の被害による被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を贈呈します。

【内 容】

居宅等が全壊、全焼又は流失 : 1世帯につき 30,000円

居宅等が半壊、半焼又は床上浸水 : 1世帯につき 10,000円

死亡したとき : 1人につき 20,000円

【予算額】 60千円 【財源内訳】 善意銀行 : 60千円

【効 果】

1. 被災者の支援を行うことで、地域福祉の向上をはかります。

シ 福祉団体活動助成金交付支援事業

福祉関係団体及びボランティア団体に対し、活動費用の助成を行い活動内容の充実をはかることで、村内の地域福祉活動の推進をはかります。

【内 容】

福祉関係団体及びボランティア団体に対する活動費用の助成

団体の種類・規模によって 2万～15万円

【予算額】 330千円 【財源内訳】 社協会費収入 : 330千円

【効 果】

1. 福祉団体活動を支援することで、村内における住民自身による福祉活動の推進をはかります。

ス 広報・啓発活動

福祉関係の情報提供や社会福祉協議会事業の取組等を周知することで、村民の福祉意識の高揚と社協活動に対する理解・協力を得ることを目的として、広報誌の発行・ホームページの運営を行います。また、当会イメージキャラクターである「みほちゃん」の着ぐるみを活用し、当会活動の積極的なPRをはかります。

【内 容】

広報誌 年4回発行(5月・7月・10月・1月号)

発行部数 : 5,300部 村内全行政区配布 県内関係機関配布

ホームページの運営(アドレス <http://www.mihoshakyo.jp/>)

イメージキャラクター「みほちゃん」の積極的な活用

【予算額】 941千円 【財源内訳】 共同募金配分金収入 : 941千円

【効果】

- 1．福祉関係の情報等を提供することにより、村民の福祉意識を高めます。
- 2．社協活動やボランティア活動の周知を行うことにより、社協事業に対する理解と協力が得られます。
- 3．イメージキャラクターを浸透させることにより、社協の認知度・注目度を上げること、社協事業に対する理解と協力を得ることをはかります。

セ 当事者組織の運営支援

地域福祉団体の事務局として団体の円滑な運営に協力することで、地域福祉の向上をはかります。

【内容】

村老人クラブ連合会

村母子寡婦福祉会

村遺族会

【予算額】 なし 【財源内訳】 なし

【効果】

- 1．団体の円滑な運営に協力することで、住民自身による福祉活動の更なる推進をはかります。

(2) 福祉サービスの利用支援**ア 日常生活自立支援事業(県社協受託事業)**

認知症高齢者や知的または精神障害のある方等、日常生活において支援が必要な方に対し、福祉サービスの利用手続きの支援をはじめ、日常的な金銭管理、書類等の保管などを行います。福祉サービス・行政サービス等を適切に利用できるよう援助し、地域で安心して生活が送れるように支援します。

【内容】

福祉サービスの利用援助

日常的な金銭管理

書類等の預かりサービス

【予算額】 1,077千円 【財源内訳】 県社協受託金収入：1,018千円
 利用料収入：59千円

【効果】

- 1．判断能力が不十分のため日常生活が困難な方の不安を取り除くことで、地域で安定した生活が送れるよう支援します。

イ 低所得者支援事業（資金の貸付・フードバンクによる食材提供）

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯等に対して、資金貸付を行います。フードバンク茨城と提携し、提供された食材を生活困窮者に無償で譲渡します。それにより経済的自立および生活意欲の助長・促進ならびに在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。

【内 容】

生活福祉資金貸付制度の事務処理（受付窓口）

茨城県社協が実施する制度

小口資金の貸付

貸付金の限度額 10,000円以内 返済の見込等の条件あり

フードバンク茨城より提供された食材の無償譲渡

【予算額】 265千円 【財源内訳】 県社協助成金収入 : 65千円

貸付事業償還金収入 : 200千円

【効 果】

1. 貸付や食材提供等を実施することにより、当該世帯が経済的自立や社会参加の促進等をはかることで、安定した生活を送れるよう支援します。

ウ 地域総合相談（心配ごと相談・法律相談）

広く村民の日常生活上の悩みや心配ごとに対応する相談窓口を設置し、適切な情報の提供に努めます。また、多様化する相談に対し、相談員の資質向上に努めるとともに、行政機関など関係機関との連携を図り、村民にとって信頼感と親しみある相談窓口の運営に努めます。

【内 容】

心配ごと相談の開設（月2回） 予約優先 無料

法律相談の開設（月1回）

予約制 無料（条件：村民である、又は村内通勤・通学している）

【予算額】 506千円 【財源内訳】 社協会費収入 : 506千円

【効 果】

1. 住民の抱える悩みや心配ごとを解消することで、精神的に安定した生活を送ることが出来ます。

（3）在宅福祉サービスの利用支援

ア 配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者の食生活の改善と健康増進・安否確認を目的に、ボランティア・民生委員等の協力を得て、手作りのお弁当を月2回お届けしています。

【内 容】

配食サービスの実施

対象者 = おおむね70歳以上で、見守りが必要なひとり暮らし高齢者

【予算額】 780千円 【財源内訳】 共同募金配分金収入：780千円

【効 果】

1. 手作りのお弁当を配達することで、ひとり暮らし高齢者の食生活の改善と健康増進および安否確認をすることができます。

イ 外出支援事業

在宅で生活する高齢者や障害者等で福祉用具を必要とする方に対し、車イスを貸し出し、生活を支援します。また外出支援として、福祉車両（車椅子用スロープ付車両）を貸出します。

【内 容】

福祉機器（車イス）の貸与（無料） 介護認定を受けていないこと 最長1ヶ月

福祉車両の貸与（有料） 介護認定の有無は不問

1日500円 + 走行距離（km）× 14円

【予算額】 41千円 【財源内訳】 利用料収入：36千円

社協会費収入：5千円

【効 果】

1. 福祉機器の貸出により、利用者の行動範囲が広がることで、利用世帯の生活の質の向上および社会参加の促進をはかることができます。

2. 在宅介護事業・障害福祉事業

（1）指定居宅介護支援事業所の運営

ア 居宅介護支援事業（介護保険事業）

【内 容】

介護保険制度による介護サービスを受けるとき必要となる、介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行います。医療・保健・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるよう提案し、在宅で質の高い生活が営めるよう支援します。

【予算額】 15,669千円

【財源内訳】 居宅介護支援介護料収入：14,110千円

介護予防支援介護料収入：1,559千円

(2) 指定通所介護事業所の運営

ア 通所介護事業(介護保険事業)

美浦村デイサービスセンターで、食事や入浴、排泄の介助、個別機能訓練、レクリエーションなどの各種サービスを提供し、利用者の心身機能の向上をはかります。また、日中にお預かりすることで、家族の身体的・精神的な負担軽減をはかります。

【予算額】 55,275千円 【財源内訳】 介護報酬収入 : 45,045千円
介護負担金収入 : 5,128千円
サービス利用料収入 : 5,102千円

イ 美浦村介護予防・日常生活総合事業「通所型サービスA」

【半日型 ミニデイサービス】(村受託事業)

前年度まで、一般介護予防事業として、運動機能向上の目的に特化し、外部専門スタッフにより実施してきたやまゆり運動教室に変えて、今年度より、美浦村介護予防・日常生活総合事業における「通所型サービスA」を実施します。

村内在住の要支援者及び第1号事業対象者の方が対象。個別の計画に基づき、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した生活が営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、支援することを目的とします。デイサービスセンターにおいて、社会福祉協議会の専門職による運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上等のプログラムを実施し、目標達成をはかります。

【予算額】 1,238千円 【財源内訳】 受託収入 : 1,152千円
利用料収入 : 86千円

ウ 地域生活支援(日中一時支援)(村受託事業)

デイサービスセンターで障害者等の日中における活動の場を確保することで、その家族の就労支援若しくは一時的な休息を目的に支援します。

【予算額】 705千円 【財源内訳】 介護報酬収入 : 633千円
利用料収入 : 72千円

(3) 指定訪問介護事業所(居宅介護事業所)の運営

ア 訪問介護事業(介護保険事業)

介護の必要のある方へ、訪問介護員(ホームヘルパー)が訪問し、自立した日常生活が送れるようサポートします。食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯、掃除などの生活援助を一人ひとりの身体の状態に応じ提供し、自立支援に取り組みます。

【予算額】 5,066千円 【財源内訳】 介護報酬収入 : 4,734千円
介護負担金収入 : 332千円

イ 居宅介護・重度訪問介護事業（障害者総合支援法事業）

介護の必要な障害のある方へ、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、自立した日常生活が送れるようサポートします。食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯、掃除などの生活援助を一人ひとりの身体の状態に応じ提供し、自立支援に取り組みます。

【予算額】 1,478千円 【財源内訳】 村受託金収入： 1,478千円

（４）美浦村自立支援センター「ホープ」の運営

就労継続支援事業（Ｂ型）。地域で暮らす障害のある方へ就労や生産活動の機会を提供し、一般就労等への移行に向けて支援を行っています。経費においては、村の受託を受けず、自立支援費を財源とした独立採算制をとっています。

【予算額】 31,848千円【財源内訳】 自立支援費等収入： 30,045千円
授産事業収入： 1,800千円
その他収入： 3千円

3．指定管理事業

（１）老人福祉センターの管理受託

村老人福祉センター（木原150-2）の管理運営業務を受託し、センターの持つさまざまな機能を活用し、地域住民の福祉活動の拠点となるように努めます。

（２）自立支援センターの管理受託

村自立支援センター（木原150-2）の管理運営業務を受託し、事業の推進と施設機能の有効な活用に努めます。

（３）デイサービスセンターの管理受託

村デイサービスセンター（受領1546-1）の管理運営業務を受託し、事業の推進と施設機能の有効な活用に努めます。

社会福祉協議会の法人所在地は、当該施設となっています。

4．会務運営

(1) 理事会の開催

社会福祉協議会の業務執行の決定機関である理事会運営が、円滑に行われるよう、適切な議事検討資料の提供に努めます。

(2) 評議員会の開催

理事会運営と同様、適切な議事検討資料の提供に努めます。

(3) 監事会の開催

透明な会計業務に徹し、公平な監事会運営を行います。

5．その他の事業

(1) 茨城県共同募金会美浦村共同募金委員会

「赤い羽根共同募金」および「歳末たすけあい募金」を推進するため、円滑な募金活動に取り組みます。

本年は、街頭募金活動や広報活動を充実させ、昨年以上の実績確保に努めます。